

元気な農家チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、元気な農家チャレンジ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

ただし、令和4年度第2次補正予算デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ TYPE1／2／3等）による事業については、本要綱第4条第1項第3号の特認事業とした上で、厚真町を事業実施主体として行うものとし、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号、4農振第2457号、国総政第31号、環循適発第2301251号）、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱（令和4年2月25日付け府地創第63号）、厚真町契約規則（昭和60年6月1日規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を別に定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業者が行う積極的かつ創意工夫を凝らした取り組み（以下「事業」という。）に必要な経費等の支援を行うことにより、意欲ある農業者を育成し、本町農業の振興及び活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事務所又は住所を有していること。
- (2) 自ら農業に従事する者、農業を営む法人又は農家で組織する団体であること。
- (3) 同一年度内において本要綱の規定による本補助金の交付を受けた経営体でないこと。ただし、同一経営体において、その経営から独立した部門経営を行っている申請者の場合及び別表備考欄により重複申請が認められ

る事業の場合は対象とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、公募により募集し、当該事業に係る計画（以下「チャレンジプラン」という。）が審査会により認定された事業とする。

(1) 新技術導入事業

地域農業の発展に寄与する新作型導入、生産拡大、品質向上又は省力栽培のための新技術の導入を行う取組

(2) 販売促進活動事業

本町産農産物の販路の開拓・拡大や実需者等に向けた広告宣伝活動などの積極的かつ先進的な販売促進活動を行なう取組

(3) 特認事業

特に町長が認める取組

(補助金の交付対象経費等)

第5条 本補助金の交付対象となる事業の区分、補助対象経費等、補助額並びに補助限度額は別表のとおりとする。

2 前項に規定する交付対象経費等及び補助額のうち、当該事業の実施にあたり、国、北海道及び本要綱以外の町からの支援又はその他団体等から本補助金の補助対象経費を対象とする補助金等及び事業の実施を補助対象とする補助金等の交付を受給する又は受給した場合、次に掲げるとおり控除する。

(1) 補助対象経費を対象とする補助金等の場合、当該補助金等相当額を補助対象経費の額から控除する。

(2) 事業の実施を補助対象とする補助金等の場合、当該補助金等相当額を助成額から控除する。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は、3年以内とする。

(事業の応募等)

第7条 第4条の事業に応募しようとする事業者は元気な農家チャレンジ支援

事業計画書（様式第1号）を提出するものとする。なお、新技術導入事業については、事業実施の指導に係る同意書（様式第2号）も加えて提出しなければならない。また、継続事業を除き、過去に認定を受けたチャレンジプランと同様の内容のものについては、応募はできないこととする。

（審査会の設置）

第8条 第4条によるチャレンジプランの認定に必要な審査を行うため、元気な農家チャレンジプラン審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会の組織及び運営については別に定める。

（事業の認定）

第9条 町長は、応募のあったチャレンジプランについては、審査会で元気な農家チャレンジプラン審査基準（様式第3号）をもとに審査を行い、その結果を受けて、町長が予算の範囲内でチャレンジプランの認定を決定し、事業者に通知する。

（継続事業の審査）

第10条 審査会は、認定を受けたチャレンジプランに基づき事業を継続して行う場合、前年度までの事業の実施状況及び当該プランについて、審査会で元気な農家チャレンジプラン審査基準（様式第4号）をもとに審査及び事業者に対しプランに達成に向け必要な指導を行うこととし、町長は、その結果を受けて事業継続の可否を決定し、事業者に通知する。

（認定後の手続きと事業の実施）

第11条 チャレンジプランの認定又は継続事業に係る承認を受けた事業者は、速やかに当該補助金の交付申請を行い、適正な事業実施をするものとする。

（補助金の交付申請）

第12条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付申請書に、認定を受けた事業計画書を添えて町長に提出するものとする。

（実績報告）

第13条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等が完了した時は、規則第

1 3 条に規定する補助事業等実績報告書等を、町長に提出しなければならない。

2 事業計画の実質的な実施が補助金の交付を受けた次年度以降になる場合、事業の実質的な実施が完了後、その結果を事業実施報告書により報告しなければならない。

(成果の公表等)

第14条 町長は、必要に応じて認定を受けたチャレンジプランの成果を公表することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

交付対象となる取組		補助対象経費等	補助率又は補助額 及び補助限度額	備考
区分	内容			
新技術導入事業	地域農業の発展に寄与する新作型導入、生産拡大、品質向上、省力栽培のための新技術の導入を行う取組	<p>新技術の導入及び研修等に必要かつ相当と認める経費のうち、次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費 (専門家謝金等) 2 旅費 (交通費、宿泊費等) 3 需用費 (消耗品費、原材料費、資材費等。ただし、食料費は除く) 4 委託費 (外注費等) 5 使用料及び賃借料 (設備、機械装置等のリース費等) 6 備品購入費 (設備、機械装置等の購入費等) 7 各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費 	補助対象経費に3分の2以内の割合を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。	<p>1 補助対象となる新技術とは、農業協同組合や普及センター等が指導及び実績報告に協力することを同意したものに限る</p> <p>2 総事業費が10万円未満の事業は対象としない</p>

<p>販売促進活動事業</p>	<p>本町産農産物の販路の開拓・拡大や実需者等に向けた広告宣伝活動などの積極的かつ先進的な販売促進活動を行う取組</p>	<p>販売促進活動に必要なかつ適当と認める経費のうち、次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費 (専門家謝金等) 2 旅費 (交通費、宿泊費等) 3 需用費 (消耗品費、原材料費、資材費等。ただし、食料費を除く) 4 役務費 (広告宣伝費、出展料等) 5 委託費 (調査・分析外注費、デザイン開発費等) 6 使用料及び賃借料 (設備、機械装置等のリース費等) 7 備品購入費 (設備、機械装置等の購入費等) 8 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費 	<p>補助対象経費に3分の2以内の割合を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。</p>	<p>1 総事業費が10万円未満の事業は対象としない</p>
-----------------	--	---	--	--------------------------------

特認事業	特に町長が認める取組	特に町長が認める取組の実施に必要なかつ 適当と認める経費	補助対象経費に3分の2以内の割合を乗じて得た額とし、町長が認める額を限度とする。	
共通事項	<p>1 ビニールハウス等の施設、冷蔵庫などの機械及びパソコンやデジタルカメラ等の備品など汎用性のあるものは補助対象経費から除く。</p> <p>2 旅費は、厚真町旅費支給条例及び同施行規則に照らして適正と認められる経路による交通費、宿泊費並びにその事業の遂行に必要な農業関係団体等職員の随行に係る経費の実費に限る。</p> <p>3 予算の残額により、補助率を変更する場合がある。</p> <p>4 交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>			

様式第1号（第7条関係）

年度元気な農家チャレンジ支援事業計画書（チャレンジプラン）

事業実施主体 住所

氏名

印

1. 事業名（継続事業についてはプラン認定年月日を記入）

--

2. 事業の内容（具体的に）

--

3. 事業実施方針（各項目に則した内容を記載）

チャレンジ性	
実行性	
波及効果	
妥当性	
先進性	

4. 事業の実施期間

開始予定年月日 年 月 日 ～ 完了予定年月日 年 月 日

5. 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳			備考
		補助金	自己資金	その他	
	円	円	円	円	
合計					

6. 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

7. 添付書類

- (1) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (2) 組織、団体等にあつては、事業を実施することが承認された総会議事録等の写し
- (3) その他事業計画に係る資料等

様式第2号（第7条関係）

事業実施の指導に係る同意書

事業実施者記入欄

事業名	
事業内容	別添の事業計画書のとおり
申請者	

上記の事業内容を適切と認め、事業の実施を適切に行うため、指導及び実績報告の協力を同意します。

平成 年 月 日

住 所

機関名

担当者

Ⓜ

注 担当者欄には、その機関の代表者ではなく、実務を行う者の名前を記載する。

様式第3号（第9条関係）

元気な農家チャレンジプラン審査基準

事業名	
事業区分	
申請者	

	審査項目	評価 点数	意見・指摘事項等 ※評価点数が2点以下 の場合は必ず記入
1	事業主体自らが主体的に取り組む熱意・意欲を有しているか（チャレンジ性）		
2	事業の目標設定が具体的かつ実現可能か。実現に向けた関係機関の役割分担が整理できているか。（実行性）		
3	地域農業の振興、活性化が期待できるか（波及効果）		
4	機械の単純更新等の現状維持ではなく、事業実施による農業経営・所得の向上等が見込まれるか（妥当性）		
5	事業に創意工夫が見られ、既存の概念にとらわれない先進性、新規性を備えているか（先進性）		
	合計点		
プラン全体に対する意見・アドバイス、認定に必要な条件等			

○評価項目ごとに5段階による得点方式とし、審査員が案件ごとに採点をする。

- ・特に優れている（5点）・良い（4点）・及第点（3点）・やや疑問あり（2点）
- ・大いに疑問あり（1点）

○審査員の各項目の点数の平均値を審査会の評価点数とし、認定及び不認定を決定する

- ※合計点が15点以上かつ各項目の点数が3点以上 → 認定
- ※合計点が15点以上で、各項目の点数が3点未満の項目がある → 委員長の判断
- ※合計点が15点未満 → 不認定

○認定に当たっては、一定の条件等の意見を付すことができる

様式第4号（第10条関係）

元気な農家チャレンジプラン審査基準（継続事業）

事業名（プラン認定年月日）	
事業区分	
申請者	

審 査 項 目			
1	前年度の事業成果	① 非常に優れている ② 優れている ③ 概ね適正である ④ やや不足している ⑤ 不足している	※④、⑤の場合はその理由等を記入
2	プランの進捗状況	① 計画よりも進んでいる ② 概ね計画どおり進んでいる ③ 遅れているが改善の見込みがあり計画に問題はない ④ 遅れており一部計画を見直す必要がある ⑤ 遅れており全面的に計画を見直す必要がある	※④、⑤の場合はその理由等を記入
3	本年度の計画	【事業の可否】 ① 計画どおり継続事業を実施しても問題ない ② 本年度事業の一部を見送る必要がある ③ 本年度事業の実施を見送る必要がある	※②、③の場合はその理由等を記入
総 合 評 価			
承認 ・ 不承認			
プラン全体に対する意見・アドバイス、承認に必要な条件等			